

**2025年度町田市地域包括支援センター運営事業委託
(高齢者支援センター) 業務仕様書(案)について**

主な変更点は以下のとおりです。

【総価契約分】

＜本体＞

4 契約期間
・業務実施期間を追記しました。
10 委託料及び支払い方法(2)
・単価設定している業務の支払い方法を修正しました。

＜別紙＞

＜別紙1＞
1(1)エ 各種申請の受付(ウ)
・「介護マーク」の申請受付に関する項目を削除しました。
4(4)その他会議 イ
・各地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議について、「出席できない場合は、議事録の提出を受けること。」を追記しました。
5(2)地域への広報・啓発
・紙媒体だけではなく、支援センター(運営法人)独自のホームページでも業務や事業等の周知・広報を行う必要がある旨の内容を追記しました。

＜別紙3＞
2025年度町田市地域包括支援センター運営事業委託(単価分)により支払いを行う業務一覧を追加しました。

【単価契約分】

＜別紙＞

＜全体＞
別紙2以降(情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書は除く)の各業務名の下に、事業・業務内容・業務の詳細については総価契約書別紙1の対応する箇所を参照するよう追記しました。

＜別紙1＞事業別契約代金
・各事業・業務の詳細が記載されている別紙の番号を表の一番右に追記しました。
「医師によるもの忘れ相談業務及び臨床心理士等による介護者等相談事業」
・「医師によるもの忘れ相談業務」と「臨床心理士等による介護者等相談事業」に分けました。

・支払単位を「相談実施１回につき」に、変更・追加しました。 ・支払額を変更しました。
「町田市認知症初期集中支援チーム事業」 ・支払単位を「会議開催１回につき」と「訪問実施１回につき」に変更しました。
「地域介護予防教室プレ講座」 ・新しく追加しました。
「自主グループ活動体験講座」 ・新しく追加しました。
「地域ケア推進会議」 ・新しく追加しました。

＜別紙２－２＞臨床心理士等による介護者等相談業務
4（４）実施回数 ・年度内の開催上限数（年度内に計８回まで）を設定し、上限を超えて開催が必要な場合の手続きを追加しました。

＜別紙６＞家族介護者教室業務
4（３） 実施方法 ・文言を整理し、「甲の指定する指標を使って評価し」という文章を削除しました。

＜別紙７＞家族介護者交流会業務
4 実施方法 ・項目を実施方法から「その他」に修正しました。 ・文言を整理し、「甲の指定する指標を使って評価し」という文章を削除しました。 ・「臨床心理士等による介護者等相談を案内する等」の文章を追加しました。

＜別紙９－２＞地域介護予防普及啓発業務
4 実施方法 ・文言を整理しました。

＜別紙９－３＞地域介護予防自主グループ育成業務
3 業務 ・地域介護予防教室プレ講座を追加しました ・文言を整理しました。

＜別紙 9－4＞地域介護予防自主グループ支援業務

3 業務

- ・（１）自主グループ交流会と（２）町トレ自主グループ交流会を一番下に移し、（７）、（８）としました。
- ・（１）自主グループ活動体験講座を追加しました。
- ・（５）認知症予防グループ調整員との連携を削除しました。
- ・（６）委託料の支払い対象となる上限の回数（月４回まで）を追記しました。

＜別紙 10＞高齢者見守り支援ネットワーク業務

4（５）見守り相談員連絡会の運営

- ・開催回数を原則５回から４回に変更しました。

6 委託料

- ・支払上限を６０，０００円から原則５０，０００円に変更し、上限額を超えて開催する必要がある場合の手続きを追加しました。

（新規）＜別紙 11＞地域ケア推進会議の実施業務

- ・主に、委託料とその請求及び支払方法について記載しました。

＜別紙 12＞介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）

○国からの通知（介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について）に基づき、内容を改正しました。

- ・国からの通知（令和３年１月２５日付「厚生労働省令第九号」、令和５年１１月２７日付「社会保障審議会 介護給付費分科会資料」等）に基づき、報酬単価表（表１）の内容を改訂しました。